

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第40号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人竹の子作業所の項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日以前に特定非営利活動法人竹の子作業所に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人竹の子作業所の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和10年12月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。